

高知地方，家庭裁判所合同委員会（第5回）議事概要

1 日 時

平成18年1月24日（火）午後3時00分から午後4時45分まで

2 場 所

高知地方，家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

① 地方裁判所委員会委員

行田博文，坂本千代，坂本正夫，真田順子，豊永多門（家庭裁判所委員会委員と兼任），濱岡良二，三谷英子，

② 家庭裁判所委員会委員

池田久男，川井由紀，小暮輝信，佐々木公三郎，二宮信吾，古谷純代，山岡敏明，山中悠紀子，山本晋平

(2) オブザーバー

新谷晋司（高知地方裁判所民事部総括裁判官）

(3) 事務担当者等

河上地家裁事務局長，福井地裁民事・刑事首席書記官，小谷家裁首席書記官，村上簡裁庶務課長，白木地裁総務課長，立道家裁総務課長，岡地裁総務課課長補佐，谷友家裁総務課課長補佐

4 議事（□委員長，○委員，●事務担当者等）

(1) 高知地方・家庭裁判所長あいさつ

(2) 新委員長の選任

① 地方裁判所委員会

全会一致で豊永委員を委員長に選任

② 家庭裁判所委員会

全会一致で豊永委員を委員長に選任

(3) 新委員長あいさつ

(4) 意見交換等

(テーマ「相談業務の在り方について」「調停委員選任の在り方について」)

① 「相談業務の在り方について」

- 裁判所における相談業務は受付事務の延長であり，手続相談のみしか行い得ない。

民事事件における相談業務は，一般民事事件に関するもの，多重債務者に関するもの及び破産事件に関するものがある。相談業務担当者は，一般民事事件に関する相談は管理職及び経験年数5年以上の裁判所書記官，多重債務者に関する相談は簡裁調停センターの職員である。また，破産事件に関しては，毎週月，水，金曜日に集団説明会を行っており，参加者は増加してきている。

また，家事事件における相談業務は，家事事件の申立てができるように家事事件手続を説明するものである。相談業務担当者は管理職が中心である。相談件数は，1年間で2，400件程度である。また，相談を受けた事案の大多数は，相談後に何らかの事件申立てが行われている。

電話での相談については，複雑な相談になる場合には行き違いもあることから，電話では答えずに，裁判所に来庁してもらうようにしている。

- ①相談者はその問題の当事者でなければならないのか。②家事相談の件数は他庁と比較して多いのか。③相談件数は高知県内の件数なのか。④具体的な相談件数や性別ごと，事件内容ごとの相談件数については公表しているのか。
- ①相談は問題の当事者でなくとも可能である。②他庁との比較はできていないが，民事事件のうち借金絡みの事件数について，四国内では県人口比からすると高知県が一番多い。③相談件数は，高知家庭裁判所本庁のみの数字である。④相談件数については公表していない。

- 相談担当者は、何人程度なのか。
- 民事、家事ともに20人程度である。
- 割当てを行っているのか。
- 配てん表を用いて割当てを行っており、1人あたり月に2回程度割り当てられている。
- 支部でも、相談業務は行われているのか。
- 支部でも担当職員に割り当てて行っている。
- 相談業務の結果は、記録として残っているのか。
- 相談カードに性別や相談内容等を任意に記載してもらっているが、そのカードは単なるメモに過ぎないものであるから、1年をめぐりして適時廃棄している。
- 1年間で2,400件ということは、1月当たり200件、1か月20日として、1日あたり10件となるが、件数的には手ごろではないかとも思う。私の勤務先では日常業務として、1日70件から80件のお客様対応があるが、OBを利用している。素人目に見ると、業務的に制約がないのであればそういう方法を考えても良いのではないか。
- そもそも裁判所で相談業務を行っていることを知らない人も多いのではないか。積極的に紹介していく必要があると思われる。
- 弁護士会でも相談業務は行っているので、紹介してもらいたい。
- 弁護士会員60人のうち40人が実働部隊なので、1人の弁護士が年に7,8回の割当てがあり、1日あたりの相談者数は6人である。この他にもいろいろな場所での相談会に出かけたりしているが、その需要は高い。
問題なのは、高知市であれば高知市消費者センターなど窓口が多いものの、地方では窓口が少ないことである。したがって、裁判所においては、支部での相談業務には力を入れてもらいたいと思う。
- 裁判所における相談業務が手続相談なのであれば、1日あたり10件と

いう件数は必ずしも多くないと思う。労務的なことを言うのもどうかと思うが、1人の相談担当者が1日かける仕事なのかと思う。

- 相談担当者は、相談業務を行っていない場合には本来の業務を行う必要があることから、半日単位で相談業務を行っている。相談の結果、申立てを行うということになれば、申立書の書き方についての指導も行うため、短時間で終わらない場合が多いし、相談者によっては身の上話から始めて、途中で話を切ると怒る人もおり、ケースバイケースで時間がかかる場合もある。また、OBの利用については、相談業務が裁判所の本来業務であるので、裁判所職員以外の人に任せることはなじまない業務であると思われる。

○ 裁判所の庁舎前の表示板にも、相談業務を行っているとの表示はあるのだが、なかなか気付かない人が多いかもしれない。ただ、裁判所の相談業務は手続相談に限られているので、広報を行うにしても、うまくやっていかないと誤解されても困る。

□ 裁判所が国民の役に立っていると言える一場面であり、国民からの評判も良いので、今日いただいた意見を今後も検討していきたいと思う。

② 「調停委員選任の在り方について」

- まず、調停事件について説明すると、金銭や交通事故の問題などの民事調停事件、家庭の問題についての家事調停事件がある。調停の申立てが行われ、裁判所が調停事件として受理した場合、原則として2人の調停委員を選任し、調停委員が当事者双方の言い分を聞いた上で話し合いを行い、当事者同士が合意しての円満な解決を目指す手続である。調停で合意が成立した場合、その合意内容には強制力があり、合意内容を記載した調停調書に基づいて強制執行も可能となる。

次に、調停委員は非常勤の裁判所職員で、特別職の国家公務員である。任命は、紛争の解決に有用な専門知識経験を有する者又は社会生活上で豊

富な知識経験を有する者で、人格見識の高い、原則として40歳以上70歳未満の者の中から最高裁判所によって行われる。任期は2年間で、再任も認められる。

調停委員の職務は、調停委員会の構成員として事件の処理を行ったり、不動産等の現地見分を行うなどの事実の調査を行ったりするほか、裁判所の命を受けて他の調停事件に関して専門的な知識に基づく意見を述べたり、囑託された事項についての調査を行ったりすることである。裁判所に持ち込まれた紛争を解決する手続の1つが調停であるから、調停委員には当事者を説得できるあっせん能力や豊富な社会常識、柔軟な思考力、的確な判断能力などが要求されている。

当庁では民事調停委員が176人、家事調停委員が161人いるが、民事、家事の併任者もいるため、人数的には212人の調停委員がいることになる。この選考方法については、現職調停委員からの推薦や関係団体からの推薦を受けて得られた候補者について、地方裁判所及び家庭裁判所に設置されている調停委員選考委員会において書面審査及び面接審査を行った上で、最高裁判所に調停委員任命の上申を行い、最高裁判所において任命されるという方法で行われている。なお、幅広く、多種多様な人材を候補者とするためには公募方式も考えられるが、調停委員の適格性を判断する選考手続の時間的制約もあるので、公募方式は採っていない。

- 調停委員として、より人材を得ていきたいと考えているが、どうすればいいか御意見をいただきたい。選考手続では、調停委員としての適格性を見ると言っても書類と面接のみであり難しいところもある。そこで、他薦や各種団体からの推薦を得た方が安全だという考え方もある。
- 調停委員の男女別の人数は分かるのか。
- 調べてはいないので、正確な数字は言えないが、男女半々かあるいは男性が少し多いかだと思う。

- 職務内容を考えても、調停委員は人格的な要素が重要である。公募はどうしてダメなのか。選考手続は厳格なのだから、公募方式がふさわしくないとは思えない。他薦方式にもいいところはあるが、選考の透明性の観点から考えても公募方式を見直してみてもどうか。
- 任命手続は厳格だが、実際に調停委員に任命されてみて、不適格だとか調停委員に向いていないという人はいないのか。
- 選考手続においても、書面では候補者の性格は分からないし、面接についても、必ずしも性格の面まで掘り下げられているわけではないが、調停委員としてふさわしくない発言をするような人がいるとは今のところ聞いていない。
- 調停委員に任命された場合に、順番など事件指定に関するルールはあるのか。
- 民事調停事件については、簡裁調停センターの主任書記官が指定を行っているが、例えば多重債務者の調停事件の場合は、利息計算など高い計算能力が要求されることから銀行員OBの調停委員を指定することが多く、また、経験の浅い調停委員の場合はベテランの調停委員と一緒に組んでもらうなど、調停委員や事件の性質を考慮して指定している。
- 任期は2年間ということだが、実際の運用はどのようになっているのか。
- 現在の調停委員数は212人だが、新任調停委員としては年間10人程度を任命するのがやっとなため、再任をしなければ円滑な事件処理は不可能である。新任調停委員として任命する際に選考手続を厳格に行っているため、不適格な調停委員はいない。したがって、任期満了時には再任をお願いしているというのが実情である。
- 任命手続は4月と10月の年2回行われるので、再任手続もその都度行われているのが実情である。
- 裁判所書記官OBは何人ぐらいいるのか。

- 多いときには20数人いたが、現在は退職する職員が少なく、現在は7、8人になっている。
- 民事、家事の調停委員を兼任している人が125人いるとのことだが、両方オールマイティーな人が本当にそれだけいるのか。人数をそろえていく上で公募方式を取らなければ偏りができてしまうのではないか。
- 調停の申立人から、調停委員を拒否できるのか。
- 当事者から代えてほしいという申し入れがあったことは数少ないがある。実際に調停委員を代えたことも3、4年に1回あったかと記憶している。
- 医師は患者から代えてほしいと言われれば代わる。申立人から拒否できないのであれば慎重に考えてあげないと、いわば泣き寝入りのようになる当事者もいるのではないか。ただ、自薦するような人が調停委員になるのも危険な気はする。専門的団体からの推薦をもらう方法だと、多くの人に評価してもらえるのではないか。
- 私が申立人の代理人をしたときに、独自の考え方を述べる調停委員がいたが、裁判官に叱責されて最終的には事件に立ち会わなくなったような人もいた。
- 調停事件の件数は、以前と比べると8倍から9倍にもなっており、もっと人材を集めることが不可欠ではないか。他薦方式ではなかなか人が集まりづらいと思われる。選考方法を厳格にして公募方式を取り、人材を集めるべきではないか。
- 各種専門的団体への推薦依頼も工夫しなければいけない。地家裁委員の方に推薦していただけるとありがたい。
- 2年間の任期で全く事件に立ち会わない人もいるのか？
- 最低でも年に2、3件は立ち会ってもらえるようにしている。
- 調停事件で、問題が解決する率はどれぐらいなのか。

- 統計を取っていないので分からないが、民事調停で6，7割程度，家事調停でも半数以上は問題が解決していると認識している。
- 調停委員によって解決する率の善し悪しはあるのか。
- 率を取っているわけではないので分からないが，事件によっては分かってくることもある。
- 家事調停の場合，遺産分割調停事件は難易度が高く，離婚調停事件は比較的難易度が低いので，解決率と能力はあまり関係ないと思う。
- 事件の種類によっても向き不向きがあり，評価をすることは難しい。

5 次回開催テーマ

「法教育について」「広報活動について」

6 次回開催期日等

(1) 期日

平成18年6月5日（月）午後3時（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

(2) 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室